

運 営 規 程

社会福祉法人 元気村

特別養護老人ホーム栗橋翔裕園

(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人元気村（以下「事業者」という。）が開設する指定介護老人福祉施設「栗橋翔裕園」（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護〔介護予防短期入所生活介護〕の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要介護状態にある高齢者等（以下「要介護者〔要支援者〕」という）に対し、適正な指定短期入所生活介護〔介護予防短期入所生活介護〕サービスを提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 3 事業所の従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

- (1) 名称 介護老人福祉施設栗橋翔裕園 短期入所生活介護センター〔介護予防短期入所生活介護〕
- (2) 所在地 久喜市栗橋 310 番地 1
- (3) 入居定員 10 名（併設）
(空床利用型 介護老人福祉施設栗橋翔裕園の定員 90 名以内)

(事業所の職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 人
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1 人（非常勤）
医師は、利用者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。
- (3) 生活相談員 1 人（常勤）
生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。
- (4) 看護職員 3 人 以上
看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- (5) 介護職員 31 人 以上
介護職員は、利用者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。
- (6) 栄養士・管理栄養士 1 人 以上
栄養士・管理栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導等を行う。
- (7) 機能訓練指導員 1 人 以上
機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。
- (8) 事務職員 1 人 以上
事務職員は、必要な事務を行う。
- (9) 介護支援専門員 1 人 以上
介護支援専門員は、施設サービス計画の作成を行う。

(事業の内容)

第5条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用の対象者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者とする。
- (2) 利用者は、短期入所生活介護事業所に短期間入居し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受ける。
- (3) 相当期間（概ね連続する4日以上）にわたり継続して利用する利用者については、短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。
- (4) 事業所は事業の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (5) 事業所は介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。特に認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。
- (6) 利用者や他の利用者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- (7) 事業所は褥瘡対策指針を定め、褥瘡の発生を防止するための体制の整備と適切な介護サービスを提供する。
- (8) 事業所は衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意をはらい、必要な措置を講じる。

(通常の事業実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域は、久喜市(旧菖蒲町を除く)、加須市(旧大利根町に限る)、幸手市、茨城県猿島郡五霞町の区域とする。

(利用料その他の費用の額)

第7条 短期入所生活介護の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

- (1) 居住費 多床室 1日 1, 010円
 個室 1日 1, 320円
- (2) 食費 朝食480円、昼食750円、夕食570円 合計1, 800円（1日あたり）
- (3) 利用者が選定する特別な食事の提供に要する費用 実費
- (4) 通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を超えた地点から、1キロメートルあたり100円を徴収する。
- (5) 理美容代 実費
- (6) その他日常生活上の便宜に係る費用 実費
- (7) クラブ活動費 実費
- (8) 電気器具使用料 1品目1日 54円
- (9) 複写物の交付 1頁 11円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

4 事業所は、介護保険法関係法令の改正等及び経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前項に規定する利用料を変更することが出来る。

5 事業所は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族にサービス内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 サービス提供時に利用者に病状の急変その他緊急事態が生じた場合、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業所が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行う。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防にあつては地域包括支援センター）等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

(苦情処理)

第9条 事業者は、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じる。

2 事業所は、提供した介護等サービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 事業所は、提供した介護等サービスに関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、消防法等の規程に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 施設は上記に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に当該施設従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(個人情報の保護)

第12条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

4 従業者であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第13条 利用者は、次に掲げる事項を遵守すること。

(1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする。

(2) 宗教その他信条の相違などで他人を攻撃し、自己の利益のために他人の自由を侵さないこと。

- (3) 火気の取扱いに注意すること。
- (4) けんか、口論、泥酔、販売行為、誹謗中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (5) 宗教活動は他人に迷惑をかけない範囲で行い、宗教の勧誘、特定の政治活動等を行わないこと。
- (6) 利用者は、生活環境の保全のため施設内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持に協力すること。
- (7) その他管理上必要な指示に従うこと。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する短期入所生活介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第15条 事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、事業所は、利用者に対し必要な措置を行う。

- 2 事業所職員の判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
- 3 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
- 4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(職員の質の確保)

第16条 事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第17条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 継続研修 年1回以上
- 2 従業者は、事業所が行う年1回の健康診断を受診する。また、夜勤に従事する者は年2回の健康診断を受診する。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に必要な事項は社会福祉法人元気村理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成１２年４月１日から施行する。

この規程は、平成１３年７月１日から施行する。

この規程は、平成１７年１０月１日から施行する。

この規程は、平成１７年１２月１日から施行する。

この規程は、平成１８年４月１日から施行する。

この規程は、平成２２年４月１日から施行する。

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

この規程は、平成２７年８月１日から施行する。

この規程は、平成２９年８月１日から施行する。

この規程は、平成３０年８月１日から施行する。

この規程は、令和６年４月１日から施行する。